岩手県告示第126号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成22年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 保安林予定森林の所在場所 一関市大東町摺沢字栃折沢2の1、6の1 (次の図に示す部分に限る。)、7、21の1、22、26の 1、26の3、26の5、字但馬崎51の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び一関市役所に備えて おいて縦覧に供する。